

# 安全データシート (SDS)

## 1 製品及び会社情報

<製品名> sign エナメルブラシオイル

<製品の種類> 筆保存用油

<社名、住所、担当部局・担当者と連絡先>

会社名：株式会社カナイ

住所：京都府京都市南区吉祥院井ノ口町26番3

責任者：金井健

電話番号：075-691-5066

緊急連絡先：同上

## 2 組成、成分情報

<単一化合物・混合物の区分及び毒物・劇物の区分>混合物 毒物及び劇物取締法に該当しない

化学名	CAS N r.	含有量 (%)	安衛法 57 条の 2 に係る施行令別 表第 9 の通知対 象物に該当する 「号の番号」	PRTR (化管 法) 法施行令に の指定化学物 質に該当する 「号の番号」
Oleic acid	112-80-1	90	該当なし	該当なし

### 3 危険有害性の要約

<人の健康に対する有害な影響>

- ・アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ

<GHS分類>

- ・絵表示



- ・危険有害性情報

皮膚刺激

- ・注意書き

予防策について

本来の用途以外に使用しないでください

使用前に取扱説明書を理解して、取り扱ってください。

容器を密閉してください。

容器および受器を接地してください。

火花を発生しない工具を使用してください。

必要な時以外は、環境への放出を避けてください。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないでください。

取扱い後は、手洗いおよびうがいを十分に行ってください。

適切な保護手袋、防毒マスクまたは防塵マスク、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用してください。

必要に応じて個人用保護具を使用してください。

応急措置について

飲み込んだ場合：気分が悪い時は、医師に連絡してください。口をすすいでください。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗ってください。

次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外してください。

その後も洗浄を続けてください。

眼の刺激が続く場合は、医師の診断と手当てを受けてください。

皮膚や髪に付いた場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ取り除いてください。

皮膚を流水かシャワーで洗ってください。

皮膚に付いた場合、多量の水と石鹸で洗ってください。

取り扱った後、手を洗ってください。

皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断と手当てを受けてください。

直ちに、すべての汚染された衣類を脱いでください。また取り除いてください。

再使用する場合には洗濯してください。

粉塵、蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった時には、安静にし、

必要に応じてできるだけ医師の診察を受けてください。

暴露した時、気分が悪いなどの症状がある場合は、医師に連絡してください。

火災時には、耐アルコール泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素を使用してください。

容器からこぼれた時には、布で拭き取って水を張った容器に保管してください。

#### 保管

施錠して子供の手の届かないところに保管してください。

直射日光や水濡れは厳禁です。

日光から遮断し、換気の良い場所で保管してください。

輸送中も50℃以上（スプレー缶の場合は40℃以上）の温度に暴露しないでください。

#### 廃棄

内容物や容器を廃棄する時には、国や地方自治体の規則に従って産業廃棄物として廃棄してください。

塗料、塗料容器、塗装具を廃棄する時には、産業廃棄物として処理してください。

## 4 応急措置

### <吸入した場合>

蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、

暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。

嘔吐物は飲みこませないようにする。直ちに医師の手当てを受けること。

蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、

医師の診断を受けること。

### <皮膚に付着した場合>

付着物を布にて素早く拭き取る。

大量の流水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。

溶剤、シンナーは使用しないこと。速やかに医師の診断を受けること。

### <目に入った場合>

直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。

次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

まぶたの裏まで完全に洗うこと。直ちに医師の診断を受けること。

### <飲み込んだ場合>

誤って飲み込んだ場合には、安静に上体を起こして大量の水(可能であれば生理食塩水)を飲ませて、

直ちに医師の診断を受けること。ただし、気を失っている場合には、無理に飲ませない。

嘔吐物は飲み込ませないこと。

医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

## 5 火災時の措置

### <適切な消火剤>

炭酸ガス・粉末・泡

### <消火方法>

適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用する。

可燃性のものを周囲から素早く取り除く。

指定の消火剤を使用すること。

## 6 漏出時の措置

### <人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置>

作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。

周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。

付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。

着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。

衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。

### <環境に対する注意事項>

河川等へ排出され、環境への影響をおこさないように注意する。

### <封じ込め及び浄化の方法>

漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。

付着物、廃棄物などは、関係法規にもとずいて処置をすること。

大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。

乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させてできるだけ早く回収する。

## 7 取扱い及び保管上の注意

### <取扱上の注意>

換気の良い場所で取り扱う。容器はその都度密栓する。

周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。

静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型(必要により安全増型)を使用する。

工具は火花防止型のものを使用する。

使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水に漬けておく。

作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。

皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用する。

取り扱い後は手・顔等を良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。

密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。

長時間あるいは繰り返し暴露によりアレルギー症状を起こす恐れがあるので、

皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用する。

過去に、アレルギー症状を経験している人は取り扱わないこと。

#### <保管上の注意>

日光の直射を避ける。通風のよいところに保管する。火気、熱源から遠ざけて保管する。

## 8 暴露防止及び保護措置

#### <設備対策>

取扱い設備は防爆型を使用する。排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。

液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースを取るように設備すること。

取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とする。

屋内取り扱い作業の場合は、作業者が直接暴露されない設備とするか、

局所排気装置等により作業者が曝露から避けられるような設備にする。

タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。

## 9 物理的及び化学的性質

#### <化学物質等の外観>

物理的状態	: 液体
色	: 暗黄色
臭い	: 無臭
pH 及びその濃度	: 情報を有していない
沸点	: 情報を有していない

融点、凝固点	: 情報を有していない
引火点	: 225℃- 密閉式引火点試験
発火点	: 343℃
爆発範囲	: 情報を有していない
蒸気圧	: 情報を有していない
蒸気密度	: 情報を有していない
密度	: 0.909~0.915(25/25℃)
溶解度	: 情報を有していない
分解温度	: 情報を有していない

## 10 安定性及び反応性

<安定性>	通常の温度、圧力の条件下では安定である。
<避けるべき材料>	混蝕危険物質との接触
<混触危険物質>	強酸化性物質
<発生する有害性のある物質>	炭素酸化物

## 11 有害性情報

急性毒性データなし

<皮膚腐食性 刺激性>

ヒトの皮膚を刺激する(HSDB)。

<眼に対する重篤な損傷／刺激性>

眼を刺激する恐れがある(HSDB)。

<呼吸器感作性または皮膚感作性>

データなし

<特定標的臓器／全身毒性－単回ばく露>

データなし

## 12 環境影響情報

漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。

特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

<生態毒性>

水生毒性データなし

残留性・分解性データなし

生体蓄積性データなし

## 13 廃棄上の注意

<残余廃棄物>

廃棄物はリサイクル等によりできるだけ排出量を削減することが望ましい。

止むをえない場合は法にもとづき処理する。

化学物質を含む製品、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。



廃棄物等を焼却処理する場合には、大気汚染防止法、廃掃法、ダイオキシン特別措置法及び都道府県条例にもとづき処置する。

排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。

廃棄物は、都道府県条例にもとづいて処理すること。

使用済みの容器は、一定の場所を定めて集積する。

#### <使用済み容器の処理方法>

許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

## 14 輸送上の注意

#### <陸上輸送>

荷送り人は運送者に運搬注意書（イエローカード等）を交付する。

消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。

#### <海上輸送>

船舶安全法に定めるところに従うこと。

#### <航空輸送>

航空法に定めるところに従うこと。

#### <輸送の特定の安全対策及び条件>

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。

容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

#### <国連番号・国連分類>

国連番号に該当しない

## 15 適用法令

使用において都道府県条例に該当の場合条例にもとづき取り扱うこと。

消防法                   ：第 4 類 引火性液体動植物油類 危険等級 III

船舶安全法            ：引火性液体類

労働安全衛生法       ：該当しない

化学物質管理促進(PRTR)法            ：該当しない。

毒物及び劇物取締法                    ：該当しない

## 16 その他の情報

### <引用文献>

日本塗料工業会編集「原材料物質データベース」

オーム社：溶剤ポケットブック危険防災救急便覧

国際化学物質安全カード（ I C S C ）

丸善：ザックス有害物質データブック

中央労働災害防止協会：化学物質の危険・有害便覧

Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, (5th ed., 2013), UN

Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 18th edit., 2013 UN

Classification, labelling and packaging of substances and mixtures (table3-1 ECNO6182012)

2012 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK(US DOT)

2015 TLVs and BEIs. (ACGIH)

<http://monographs.iarc.fr/ENG/Classification/index.php>

JIS Z 7253 (2012 年) JIS Z 7252 (2014 年)

2014 許容濃度等の勧告（日本産業衛生学会）

Supplier's data/information

化学物質総合情報提供システム（CHRIP）（N I T E） <http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

事業者向け GHS 分類ガイダンス（平成 2 5 年度改訂版,経済産業省）

<作成年月日、改訂情報>

2016年2月25日

<その他>

この化学物質等安全データシート情報は私どもが現在知りえた知識と法律に基づいています。

この製品は使用者の責任において地域の規則・条例に定められた要求事項を履行するために必要な全ての手段を講じてください。

なお、この化学物質等安全データシート情報は当該製品の安全要求事項を説明する物として示されており、当該製品の属性を保証するものではありません。

従って私どもは当該製品の使用に起因する直接的・間接的を問わず損失や損害に対する如何なる責任も負うものではありません。

当該製品を使用するときは、事前に安全の確認と当該製品の品質及び特性を充分考慮の上で使用ください。

なお、指定された用途、用法以外には使用しないでください。